

鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年1月26日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育委員会規則第1号

鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例（昭和28年鈴鹿市条例第4号。以下「条例」という。）その他別に定めるもののほか、学校施設の目的外使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の許可を受けようとするものは、学校施設を使用しようとする日の7日前までに学校施設使用許可申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該使用に係る学校の校長（幼稚園にあっては、園長。以下この項において同じ。）を経て行うものとする。この場合において、当該校長は、使用に関し意見を付すものとする。

(許可等の通知)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、使用することが適当であると認めたときには学校施設使用許可通知書（第2号様式）により、適当でないと認めたときにあっては学校施設使用不許可通知書（第3号様式）により当該申請をしたものに通知するものとする。

(許可の取消し等の通知)

第5条 教育委員会は、条例第8条の規定により許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更したときは、学校施設使用許可取消し（停止、条件変更）通知書（第4号様式）により当該取消し、効力の停止又は条件の変更を受けたものに通

知するものとする。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学校の敷地内で喫煙しないこと。
- (2) 火気を使用する場合は、適切な措置を講じること。
- (3) 許可を受けた場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 許可を受けずに設備及び備品を使用しないこと。
- (5) 建物その他の工作物、設備、備品等を汚損しないこと。
- (6) 許可を受けずに学校の敷地内で物品を売買し、又は寄附金の募集を行わないこと。
- (7) 使用を終えるに当たっては、清掃、整理、施錠、消灯、消火等を確實に行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示した事項に従うこと。

(届出)

第7条 使用者は、事故があったとき又は建物その他工作物、設備、備品等を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学校施設の目的外使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による申請及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後の学校施設の目的外使用について適用する。

第1号様式（第3条関係）

年　月　日

（宛先）鈴鹿市教育委員会

申請者

住所

氏名

電話番号

学校施設使用許可申請書

学校施設を使用したいので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則
第3条第1項の規定により次のとおり申請します。

使用目的	
使用学校名	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面） <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ <input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用）
使用期間中の責任者	住所 団体名 氏名 電話番号
使用期間	年　月　日（ ）　時　から 年　月　日（ ）　時　まで
使用予定人数	

学校教育に支障は、ありません。

年　月　日

長

印

第2号様式（第4条関係）

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市教育委員会

学校施設使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあった学校施設の使用について、次のとおり
許可することを決定しましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行
規則第4条の規定により通知します。

使用目的	
使用学校名	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 (<input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面) <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 冷暖房設備 (<input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用)
使用期間中の責任者	住所 団体名 氏名 電話番号
使用期間	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで
使用予定人数	
許可条件	
その他	

備考 屋内運動場の冷暖房設備を使用する場合は、屋内運動場の使用料に冷暖房設備の使用料を加算して支払うこと。

第3号様式（第4条関係）

鈴 第 号
年 月 日
様

鈴鹿市教育委員会

学校施設使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった学校施設の使用について、次の理由により許可しないことを決定しましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

使用目的	
使用学校名	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場（ <input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面） <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 冷暖房設備（ <input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用）
使用期間	年 月 日（ ） 時 から 年 月 日（ ） 時 まで
許可しない理由	
その他	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市教育委員会となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

第4号様式（第5条関係）

(表)

鈴 第 号

年 月 日

様

鈴鹿市教育委員会

学校施設使用許可取消し（停止、条件変更）通知書

年 月 日付けで許可した学校施設の使用について、次のとおり許可の取消し（効力の停止、条件の変更）を決定しましたので、鈴鹿市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

取消し（停止、条件変更）の内容	
使用目的	
使用学校名	
使用施設	<input type="checkbox"/> 屋内運動場 (<input type="checkbox"/> 全面 <input type="checkbox"/> 半面) <input type="checkbox"/> 武道場 <input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 特別教室 <input type="checkbox"/> 屋外運動場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 冷暖房設備 (<input type="checkbox"/> 全て使用 <input type="checkbox"/> 半分の台数を使用)
使用期間中の責任者	住所 団体名 氏名 電話番号
使用期間	年 月 日 () 時 から 年 月 日 () 時 まで
取消し（停止、条件変更）の理由	
その他	

(裏)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鈴鹿市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市教育委員会となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。